

平成 28 年 1 月 20 日

各位

会社名 株式会社東光高岳 代表者 代表取締役社長 高津浩明 (コード番号6617 東証第一部) 問合せ先総務部長横田肇 (Ta.03 - 6371 - 5007)

当社に対する公正取引委員会の勧告について

本日、株式会社東光高岳(以下、「当社」といいます。)は、公正取引委員会から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下、「特措法」といいます。)第3条第1号後段の規定に違反する行為が認められたとして、同法第6条第1項の規定に基づく勧告を受けました。

当社は、平成27年5月25日、公正取引委員会の立入検査での指摘を受け、社内調査を実施したところ、当社が電力量計器の計器失効替工事(※)及び計器に係るその他工事を業務委託している個人事業者様(101名。以下、「本事業者様」といいます。)に対して支払った請負代金について、平成26年4月1日の消費税率引き上げ後、消費税率引き上げ分の適正な転嫁ができていないことが判明しました。

当社は、既に、本事業者様に対し、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引き上げ後の引き上げ 分相当額をお支払いいたしました。また、当社は、本事業者様との間で、請負代金につい て、消費税率の引き上げ分相当額を上乗せした額まで引き上げることに合意しております。 本事業者様を始め、ご関係の皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫 び申し上げます。

(※)「計器失効替工事」とは、計量法に基づいて行われる電力量計器の取替工事のことです。

当社は、今回の勧告の重大性を厳粛に受け止め、勧告内容及び法令について役員、従業員に対して周知徹底を図ってまいります。

また、今回の原因が当社の法令改正に対する認識・対応の不備によるものであることを深く反省し、今後このような事態が生じないよう、外部機関の活用や社内研修の実施等により、コンプライアンス意識の向上と法令改正全般に適切に対応できる体制の構築を、当社グループー丸となって進めてまいります。

以上